



障害者差別解消法で子どもたちの生活がどう変わるか… ～合理的配慮とは?～

日時 平成28年12月11日(日)

13:30~16:00(開場 13:00~)

会場 松戸市健康福祉会館

ふれあい22 3階ホール

講師 全国手をつなぐ育成会連合会・政策委員

又村 あおい 氏

平成25年に成立した障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。

この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の締結のために必要な国内法の整備の一環として制定されたものです。

内容としては、障害者基本法の基本原則を踏まえ、差別禁止に関する規定を具体化し、それが守られるための措置などが定められています。

この新しい法律が施行されたことによって、どのように環境が変わるのかを、お話しいたします。

☆☆又村氏プロフィール☆☆

平成7年平塚市役所入庁し平成11年度~18年度まで障害福祉課在籍。神奈川県庁(総合政策課)への出向を経て、企画政策課政策担当に。平成26年度に内閣府(障害者施策担当・障害者制度改革担当室)へ出向、現在は平塚市福祉総務課地域福祉担当所属。全国手をつなぐ育成会連合会の政策研究開発センター委員、(社)日本発達障害福祉連盟の『JLニュース』編集長、また、早稲田大学文化構想学部の臨時講師としてもご活躍。

難しい法律でも保護者目線で分かりやすく解説していただけます

対象 : 保護者、支援者、関係者問わず(定員:150名)

参加費 : 無料

申し込み方法 : 裏面のフォーマットにご記入の上FAXしてください
又は、下記のEメールにてお申し込みください
※Eメールの場合は、件名に「12/11講演会申し込み」とご入力ください。(申込締切:12月6日(火)まで)



FAX : 047-342-5338

Eメール : kodomokosodate.matsudo@gmail.com

問い合わせ : NPO法人こども子育て・発達支援研究会
TEL 070-6555-2295(事務局)

共催 : 基幹相談支援センターCoCo

後援 : 松戸市、松戸市教育委員会、松戸市障害者団体連絡協議会

 *この向きで用紙を送信してください* 

12月11日(日)講演会 申込書

申し込み日: 月 日

| NO. | 所属名 | 参加者氏名(立場) | 連絡先(日中繋がるTEL) |
|-----|----------|------------|-----------------|
| (例) | 〇〇特別支援学校 | 松戸 愛子(保護者) | 070-0000-XXXXXX |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

F A X:047-342-5338

Eメール:kodomokosodate.matsudo@gmail.com

※Eメールでお申し込みの際は、件名に「12/11 講演会申し込み」とご入力ください。



<アクセス>

新京成五香駅西口 徒歩 13分

新京成八柱駅・JR武蔵野線新八柱駅・新京成常盤平駅下車

新京成バス「牧野原団地」行き 牧野原団地下車 徒歩 3分

❀NPO法人子ども子育て・発達支援研究会の活動を応援してください❀

この法人は、障害や不登校、引きこもりなどで、地域生活に困難のある子ども・若者に対し、福祉、教育、療育の視点を持った支援を行うとともに、その健全な発達支援活動を地域住民や地域団体に普及させ、公益の増進に寄与することを目的としています。

☆☆☆『発達支援室びーんず』を運営しています☆☆☆

『発達支援室びーんず』では以下の事業を行っています。

♪ 障害、こどもの発達、子育て、不登校、引きこもりなどの相談

♪ 障害児・者のケア計画作成

♪ 各種啓発・研修事業

☞直近の活動報告として、平成 28 年 9 月 29 日に『ライフサポートファイルのススメ』という企画講座を開催し、多数の方々にご参加いただきました。

今後の活動についての詳細は、上記FAX又はEメールにてお問合せください。